

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について-」の一部改正について

令和7年7月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.25	第6 在留資格 「特定活動」による入国・在留 【関係規定】 特定自動車運送業準備基準告示第4条	第4条 特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第1号から第11号まで、第18号及び第19号の各号）に掲げるとおりとする。 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 二 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた	第4条 特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第1号から第11号まで、第18号及び第19号の各号）に掲げるとおりとする。 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 二 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた

			労働者（法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。）を締結している場合にあっては、当該業務と同種の業務に従事していた労働者を含む。）を離職させていないこと。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 三 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていない	労働者（法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。）を締結している場合にあっては、当該業務と同種の業務に従事していた労働者を含む。）を離職させていないこと。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 三 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていない
--	--	--	---	---

			こと。 四 次のいずれにも該当しないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	こと。 四 次のいずれにも該当しないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
2	分野参考 様式第 15－1 1号		第4条第1項第4号 4 次のいずれにも該当しないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	第4条第1項第4号 4 次のいずれにも該当しないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者